

日刊 動労千葉

84. 1. 20

No. 1543

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五・六（公衆）〇四七二（22）七二〇七

開かる 総会 護問弁 顧問 動労千葉

代表して葉山弁護士があいさつ

新春を迎えた一月一四日、動労千葉顧問弁護団総会が開かれ、動労千葉がかかえる8件の裁判闘争の現況報告とその完全勝利にむけた意志一致をかちとりました。

代表して葉山弁護士があいさつ

総会には、顧問弁護士および本部法対部、各支部代表等三十余名が出席し、冒頭、西森法対部長が、「今日の国鉄内の状況は、動労『本部』革マルが当局の尖兵となつて闘っている労働者に襲いかかるという、反労働者性をあらわにしています。これから攻撃はより強まることと思いますが、労働運動の原則をふまえて闘っていききたい」とあいさつしました。

つづいて、顧問弁護団を代表し葉山岳夫弁護士から「動労『本部』革マルの『三里塚と一線を画せ』という方針に対し、暴力をはねのけて七九年に動労千葉が独立したことの正しさは、今日の動労中央の腐敗した姿を見ると、歴史的に明らかになってきています。そうした中で、国鉄をめぐる状況は厳しいものがあります。労働戦線の中で、国鉄労働運動は中心を担っており、とりわけ動労千葉の闘いは、全労働者から指標として見られており、弁護団としても責任の重大性を痛感しています。三里塚二期工事阻止の闘いが正念場をむかえています。手づくりで正しい労働運動を開始された皆さんと一緒に、裁判闘争を全力をつくして闘いぬいていきたい」との決意をこめたあいさつがなされました。

裁判の経過と展望

つづいて、各裁判の担当弁護士より、裁判の経過と展望について報告をうけました。

中野委員長雇用関係存在確認請求公判

十一月二日の公判に証人として出廷した、秋山光文元千鉄局長は「動労千葉のストライキは政治色が濃く、公共性の影響が大きいので他と比較して重い処分とした」と公言し、解雇は有効であるとひらき直りました。

これに対して、次回の中野委員長原告本人尋問

組合費公判

公判の過程でつぎつぎと証拠だてられてきた、動労「本部」革マルの数々の暴力行為や、組合規則の破壊等によつて生じた膨大な被害に対する損害金、慰謝金が算定され、当然これは動労「本部」が千葉に対して支払うべきものであるという主張に入っています。次回は片岡執行委員、関川前委員長が証人としてたち、具体的事例をあげて、彼らの反労働者の行為を断罪・追及していきます。

6・12デッチ上げ告訴事件公判

一審判決で、三君にそれぞれ不当な罰金刑が言い渡されましたが、これは動労千葉に対する階級の憎悪からの意図的な政治処分にはなりません。本件公判は、控訴したことにより、東京高裁での闘いとなりますが、新証人を申請し、動労「本部」革マルのデッチ上げ性を立証し、三君の無罪獲得、職場復帰をかちとるために闘いぬきます。

サンケイ新聞社に対する謝罪広告等損害金請求公判

信号ケーブル切断事件に動労千葉が関与しているとするサンケイの反動的でデタラメな主張とその根拠を徹底断罪・論破し、サンケイのあげる「風評」なるものについて詳細な反論をしてきました。次々回より立証に入ります。

布施執行委員雇用関係存在確認請求公判

いよいよ証拠調べで山場に入りますが、事実経過の問題、国鉄当局の懲戒権の濫用および、動労「本部」革マルへの迎合性に対して、批判弾効を展開していきます。

81・3闘争での四名の被処分者への雇用関係存在確認等請求公判

現在、藤田元総務部長に対する反対尋問が継続中ですが「公労法の違憲性」「ジェット燃料輸送は労使間の協約事件であること」また「燃料の危険性の問題」さらには「当局の不当労働行為性と解雇権の濫用」等について主張してきています。

総会は、最後に中野委員長より「国鉄をめぐる情勢」について講演をうけて成功裡に終了しました。

